

第5回 読谷村農業委員会総会 議事録

開催年月日		令和3年1月25日（月）			
開催時刻		13時33分 開会 15時36分 閉会			
開催場所		読谷村役場 3階 大会議室			
農業委員の出欠状況		出席者8名 欠席者2名			
議席 番号	氏名	摘 要	議席 番号	氏名	摘 要
1番	伊波 正景	出	6番	知花 勝也	欠
2番	屋宜 清	出	7番	知花 竜	出
3番	上地 和豊	出	8番	知花 毅	出
4番	與久田 一徳	出	9番	真栄田 武	出
5番	比嘉 健二	欠	10番	比嘉 幸男	出
農地利用最適化推進委員の出欠状況			出席者7名 欠席者1名		
氏名		摘 要	氏名		摘 要
知花 勝		出	仲村渠 英正		出
津波 宏		出	比嘉 豊彦		出
上地 邦彦		欠	棚原 靖		出
比嘉 光雄		出	江田 守恭		出
議事録署名委員		7番 知花 竜 1番 伊波 正景			
事務局職員		局長 宇根 雄司 係長 當山 元進			
議事参与者					

議事日程

日程1	会議録署名委員の指名について
日程2	会期の決定について
日程3	会長諸般の報告
日程4	報告第1号 農地転用許可指令の接受について
日程5	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程6	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程7	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程8	議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請について
日程9	議案第5号 非農地証明願いについて
日程10	議案第6号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定について

議長	これより第5回読谷村農業委員会総会を始めます。 — 日程1 会議録署名委員の指名について — — 日程2 会期の決定について — — 日程3 会長諸般の報告 —
議長	それでは日程4 報告第1号 農地転用許可指令の接受について、事務局より報告をお願いいたします。
事務局	報告第1号 農地転用許可指令の接受について報告
議長	これは報告ですので、次に進みたいと思います。 次に日程5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明
議長	ただいま議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての提案理由の説明がありました。この議案の審議につきましては、事務局が写真を掲載しておりますので、現地調査を省略して、地区担当者からのご意見を伺い、質疑、採決を行ってまいります。 先ほど事務局からも説明がありましたように、今回の許可基準適合表を見ますと、かなり×があります。地区担当者のご意見につきましても、適合表を参考にしながらお願いをしたいと思います。では、これより審議に入ります。受付番号1番について、波平地区の担当者のご意見をお願いしたいと思います。はい、どうぞ。
推進委員 (比嘉豊)	比嘉です。受付番号1番は、事務局の職員、當山さんと現場を確認しました。現場自体は耕作が確認されましたので、この土地は以前から申請人が利用権設定をして耕作地でありまして、土地所有者の同意を得て、売買により所有権を移転するものでありますので、問題ないと思います。許可相当でお願いします。
議長	ただいま地区担当の比嘉豊彦推進委員から許可相当の報告でありました。そのほか委員のほうからのご質疑がありましたら、お願い

したいと思います。

(「進行」の声あり)

議長

進行の声がありますので、質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号1番については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号1番については、原案のとおり決定しました。

続きまして、受付番号2番について、渡慶次地区の担当者のご意見をお願いしたいと思います。はい、どうぞ。

推進委員
(棚原)

棚原です。現場を確認したところ、きれいに耕されている状態でもあり、許可基準適合表でも丸がついています。今後も畑として利用するための権利設定であることから問題ないと思います。

議長

地区担当者のご意見は許可相当のご意見を伺いました。ほかの委員からのご質疑がありましたら、お願いしたいと思います。

(「進行」の声あり)

議長

進行の声がありますので、質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号2番については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号2番については、原案のとおり決定しました。

これで議案第1号の審議を終了します。

次に日程6. 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について議題とします。事務局より今回の議案について、提案と説明

をお願いいたします。

事務局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明

議長

ただいま事務局より、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。受付番号1番から9番は関連しますので、一括して質疑に入ります。長浜地区の担当者のご意見を伺いたいと思います。はい、どうぞ。

委員（4番）

1月18日に事務局と現場を確認しました。許可基準適合表については事務局から説明をお願いします。

事務局

許可基準適合表のほうも確認しながら、あと、こちらの図面ですね、A3の図面、色があるものを見ながら説明をしたいと思います。よろしくお願いします。まず、今回の計画です。図面のほうから見ていただきたいのですけれども、図面のほうですと、右側のほうから村道がありまして、青く塗られたところは村道に接していない住宅地域に囲まれた農地になっておりました。議案とは別刷りの図面です。一番後ろのほうです。ありますでしょうか。

まず、場所のほうが長浜の風長次原というところになっておりまして、こちらに県道があつて、こちらが畑、この一帯ですね、周りが住宅に囲まれた中での、ここに村道がありまして、この一帯ですね、そこに住宅を建てたいということでの計画でした。当時二、三年前の写真なんですけれども、ここにプレハブが建っていたようなんですが、今は撤去されていてありません。この土地に住宅を建てたいということで、相談があつたということでした。住宅を建てるということで進入路がないということなので…。

すみません。この青いほうにこの道に接道していないので、L字型に道を造りたいということで道を造るために接道の要件を満たすと。それ以外に人の土地を通ってきているということもありまして、この地権者の方に相談をして、同意を取り付けております。そのときに周りの人たちも自分たちは今すぐお家は建てないけれども、せつかなので、道ができるのであれば宅地を造成という形で宅地造成の計画をそれぞれ、ここの黄色い部分と青とピンクと黄色、それぞれの宅地造成が4か所、造成と。それ以外の残った部分

に関しては緑地帯を設けるということです。それで緑地帯との計画ということになっています。ですから今回は一般住宅と進入路、宅地造成、緑地ということでの申請になっています。ただ、今回は全体の面積が500平米を超えるということもありまして、まだ村との開発の協議がまだ終わっていないということもありまして、×がいっぱいいつているという計画になっています。以上です。よろしくお願いします。

委員（４番） ただいま事務局から説明があったとおりであります。現場は雑草が生い茂っておりまして、現在耕作されていない状況です。また、周りは住宅に囲まれていて、放置された状態です。計画では進入路を確保して、一般住宅を建築し、宅地を造成する予定ですが、事務局から説明があったように開発協議までまだ許可が下りていない状況ですので、不許可相当でお願いします。

議長 ただいま地区担当者のほうからは不許可相当の状況を伺いました。ほかの委員からのご質疑等がありましたら、お願いしたいと思います。はい、どうぞ。

委員（８番） 前回の審査でも少し気になっていたんですが、いわゆる許可基準適合表において、資金及び信用についてがありましたよね、項目に。そこら辺をその判断材料として、事務局としてどういう考えで確認しているんですか。

事務局 資金及び信用というものに関しては主に資金なので建築費を用意できているかということでの確認を取っています。

委員（８番） なんで。

事務局 自己資金と、あと足りない分を借入れる場合は、自己資金の場合は残高証明書であったり、借入れるときは融資の内諾書、それをいただいで確認という形を取っています。

事務局長 先月の総会のときに、県から通知が来て、平成29年度から事務局窓口で求めていますよ、1月の総会でお見せしますよと言って、準

備してあったよね。

事務局

すみません、会長、休憩お願いします。

議長

休憩いたします。

— 休憩 —

— 再開 —

議長

再開します。

質疑を終結し、これより採決を行います。

受付番号1番については、地区担当者のご意見のとおり、不許可相当と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号1番は不許可相当で進達することに決定しました。

続いて、受付番号2番も不許可相当で決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号2番は不許可相当で進達することに決定しました。

続いて、受付番号3番も不許可相当で決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号3番は不許可相当で進達することに決定しました。

続いて、受付番号4番も不許可相当で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号4番は不許可相当で進達することに決定しました。

続いて、受付番号5番も不許可相当で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号5番は不許可相当で進達することに決定しました。

続いて、受付番号6番も不許可相当で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号6番は不許可相当で進達することに決定しました。

続いて、受付番号7番も不許可相当で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号7番は不許可相当で進達することに決定しました。

続いて、受付番号8番も不許可相当で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号8番は不許可相当で進達することに決定しました。

続いて、受付番号9番も不許可相当で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号9番は不許可相当で進達することに決定しました。

続いて、受付番号10番について、審議に入ります。地区担当者のご意見をお願いしたいと思います。はい、どうぞ。

推進委員
(比嘉豊)

受付番号10番ですが、許可基準適合表にて、事務局から説明をお願いします。

事務局

先ほどお配りしました地図をご確認お願い致します。今回は黄色く塗られているところの2筆ですね。現状は左下の写真のように雑草、草が生えているような状態の土地です。この土地2筆に対して、住宅兼共同住宅を1階部分が住宅、2階、3階が共同住宅、こういう計画がそれぞれ1棟ずつ出ているという計画になっています。ただ、ここに至る道の部分が現状どうなっているかというところの右下の写真のようになっています。この里道のような形になっているものですから、この部分を拡幅して、ブロック塀を壊して、敷地に入る形で道を拡幅する、位置指定道路の計画があるということになっております。今回、許可基準適合表のほうでは、まず開発に至る面積が2筆で500平米を超えますので、開発に関する手続きがまだ行われていないということ。あと進入路部分に関しても道がないと転用することができないんですけれども、この道の部分もまだ、これからやっていくということでもありますので、計画では道は広げるんですけれども、まだ進んでいないということもありまして、まだ進入路部分に関しての転用に対して地権者の同意がまだ確実に得られているかどうかの確認が得られていないということもありまして、×が付いているということになっています。今回の4条の10番と5条の4、5、6は一件の手続きになっておりますので、よろしく願いいたします。

推進委員
(比嘉豊)

写真で分かるように現場は雑草が生えており、耕作されていません。周りは住宅と原野の境界であります。計画では道路を拡幅して、住宅兼共同住宅を建築する予定ですが、事務局から説明があったように開発の協議が進入路の件でまだ許可が下りていないため、

不許可相当でお願いします。

議長

ただいま地区担当者のほうからは不許可相当のご意見がございました。ほかの委員からのご質疑はございませんか。

(「進行」の声あり)

議長

進行の声がありますので、質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号10番は地区担当者のご意見のとおり、不許可相当で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号10番は不許可相当で進達することに決定しました。

これで議案第2号の審議を終了します。

続きまして、日程7 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。事務局より提案の説明をお願いいたします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明

議長

ただいま議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。

これより審議に入ります。受付番号1番と2番は関連しますので、一括して審議に入ります。高志保地区の担当者のご意見を願います。はい、どうぞ。

推進委員
(知花)

事務局提供の地区担当意見の中身がありますが、これは西部地区の非農用地ですので、問題ないということで、以上です。

議長

ただいま地区担当者のほうからは許可基準適合表も何の問題もなく、許可相当のご意見でございました。ほかの委員からのご質疑等がありましたら、お願いしたいと思います。

（「進行」の声あり）

議長

進行の声がありますので、質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号1番については、地区担当者のご意見等に許可相当と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号1番は許可相当で進達することに決定いたしました。

続いて、受付番号2番も許可相当で決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号2番は許可相当で進達することに決定いたしました。

次の審議に移ります。受付番号3番について、地区担当者のご意見をお願いいたします。

推進委員
（比嘉光）

推進委員の比嘉です。受付番号3番について、事務局の當山さんと真栄田委員と私も一緒に現場を確認いたしました。許可基準適合表について、事務局のほうから説明をよろしくをお願いいたします。

事務局

説明いたします。別冊に綴ってあります基準適合表3ページ目のご確認をお願いいたします。3番のところで許可基準適合表上は、転用行為の妨げになる権利を有する者の同意があるで×、行政との免許、許可、認可などの見込みがあるかで×が付いています。この場所がなぜかという、今回申請が上がっている3番については住宅を造るんですけれども、接道を満たすための条件というものが、人の土地、個人有地を通っている道を通っての申請が今なっています。こちらのほうですと、私有地と村有地を通っての手続となっております。こちらのほうですと、私有地と村有地を通っての手続となっております。中部土木事務所に確認をすると、ここは建築基準法上の道としては見てはいますということでした。ただ、県の農政担当ですね、転用手続担当のほうに地図と現状を説明したところ、地主

の同意は得られていますかということでの確認が来ました。地主の同意が得られないと、転用の妨げになるおそれがあるということ
で、現在、個人の方からはいただいているんですけども、村有
地のところですね、こちらがまだもらえていないということもあり
まして、この2か所のほうで×が今ついている状態です。

推進委員
(比嘉光)

ありがとうございます。現場のほうには違反転用の状況ですが、
おわび状が出されているということでありまして、事務局のほうか
ら説明がありましたが、進入路として検討される道について、沖縄
県から求められている地権者、全ての同意がまだ得られていないと
いうことで、不許可相当と思います。以上です。

議長

ただいま地区担当者のほうからは不許可相当のご意見を伺いまし
た。ほかの委員からのご質疑等がありましたら、お願いいたしま
す。なければ進行してよろしいですか。

(「進行」の声あり)

議長

それでは質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号3番
については、地区担当者のご意見があったとおり、不許可相当で決
定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号3番については、不許可相当で進達す
ることに決定いたしました。

次の審議に移ります。受付番号4番から6番は関係いたしますの
で、一括して審議に入ります。地区担当者のご意見をお願いいたし
ます。はい、どうぞ。

推進委員
(比嘉豊)

比嘉です。4条の受付番号10番と関連しておりますので、事務局
説明をお願いします。

事務局

改めて説明いたします。今回4番のほうで、こちらの上にある住
宅用地のほうになっております。6番が住宅兼共同住宅Bと書いて

推進委員
(比嘉豊)

あるところです。5番のほうが排水路ですね、ここで降った雨を村の配水池があるそこまで流す排水路の計画がありまして、この中の一つが排水路の計画となっております。今回、4条の受付番号10番のときに説明したように、まだ協議が整っていないというような状況になっていますので、許可基準適合表に×がついています。

議長

ありがとうございました。今説明がありましたとおり、許可基準適合表のとおり×なので、不許可相当でお願いします。

推進委員
(仲村渠)

ただいま地区担当者のほうからは不許可相当のご意見を伺いました。ほかの委員からのご質疑等がありましたら、お願いしたいと思っています。はい、どうぞ。

事務局

ちょっと事務局に教えてもらいたいのですが、受付番号6番の貸付人と借受人も同じ人になっていますが、どういう意味ですか。

推進委員
(仲村渠)
事務局

貸付人は一人になっているんですが、借受人は二人の連名になっていますので。

事務局長

この方は夫婦なんですか。

親子になります。その場合は、5条申請になります。

推進委員
(仲村渠)
議長

共同住宅の共有名義に借受人二人が転用事業者になるものですから、貸付人が自分の土地に自分のアパートを建てる場合は4条ですが、共有名義にしてその事業を行うということで、5条になっています。

分かりました。ありがとうございます。

ほかにご質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

議長

進行の声がありますので、質疑を終結し、これより採決を行います。

す。受付番号4番は地区担当者のご意見のとおり、不許可相当で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号5番は不許可相当で決定することに決定しました。

続いて、受付番号6番も不許可相当で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号6番は不許可相当で進達することに決定しました。

次の審議に移ります。受付番号7番について、地区担当者のご意見をお願いいたします。

推進委員
(江田)

推進委員、江田です。受付番号7番ですが事務局の當山さんと農業委員の屋宜さんと一緒に現場を確認してきました。現場は水路と原野、村道に囲まれた土地で周辺は住宅地でもありますので、許可相当で問題ないと思われます。以上です。

議長

同じく屋宜委員も同じ意見でしょうか。

委員(2番)

はい。

議長

ただいま地区担当者のほうからは許可相当のご意見を伺いました。ほかの委員からのご質疑等がありましたら、お願いしたいと思います。なければ進行してよろしいですか。

(「進行」の声あり)

議長

これで質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号7番については、地区担当者のご意見のとおり許可相当で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号7番は許可相当で許可することに決定いたしました。

次の審議に移ります。受付番号8番は長浜地区ですが、読谷西部地区土地改良事業の非農用地設定区域ですので、知花勝推進委員から説明をお願いいたします。

推進委員
(知花)

先日、比嘉健二さん、そして當山さん、3名で現場を確認しました。担当者意見のとおり、西部地区の住宅地域として整備した土地でありますので問題ありません。ただ、現場調査をしながら、6ページ部分の写真添付で既に畑を耕されているので、どうなのかなという、事務局からもそういうふうな話がありましたけれども、別にこういったことも問題ないでしょう。お家が建つまでの間ですね、自分たちで畑として利用していたというふうなことですから問題ないです。

事務局

繁茂にしているよりは、ずっと畑で使っていて、全く問題ないです。

事務局長

問題ないではなくて、そうあるべきなんです。転用の許可をもらうまではきちんと耕すというのが、本来の農地法ですから。耕されているのが上等なことだと思います。

推進委員
(知花)

ギンネムが生えているところもたくさんあるからね。以上です。

議長

ただいま地区担当者のほうからは許可相当のご意見を伺いました。ほかの委員からのご質疑等がありましたら、お願いいたします。

(「進行」の声あり)

議長

進行の声がありますので、進行します。質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号8番については、地区担当者のご意見のとおり、許可相当で決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号 8 番は許可相当で進達することに決定いたしました。

次の審議に移ります。受付番号 9 番から 13 番は関連いたしますので、一括審議に入ります。地区担当者のご意見をお願いいたします。

委員（4 番）

與久田です。先ほどの第 4 条と重複しますが、再度事務局から説明をお願いいたします。

事務局

先ほどから説明しておりますが、長浜地区のほうですね、今回面積が多くありまして、全部で 13 件の転用申請が上がっておりますので、今回のところも同じように、先ほど 4 条の受付番号 1 番から 9 番と同じく一括して審議いただきました場所となっております。今回も 5 条の受付番号 9 番から 13 番に関しても同じように開発の手続がまだ取られていないということになりましての×印がついております。以上です。

委員（4 番）

今、事務局から説明があったとおりであります。開発の協議でまだ許可が下りていない状況ですので、不許可相当でお願いします。以上です。

議長

ただいま地区担当者のほうからは不許可相当のご意見を伺いました。ほかの委員からのご質疑等がありましたらお願いします。

（「進行」の声あり）

議長

進行の声がありますので、質疑を終了し、これより採決を行います。受付番号 9 番については地区担当者のご意見のとおり、不許可相当で決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号 9 番は不許可相当で進達することに決

定いたしました。

続いて、受付番号10番も不許可相当で決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号10番は不許可相当で進達することに決定いたしました。

続いて、受付番号11番も不許可相当で決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号11番は不許可相当で進達することに決定しました。

続いて、受付番号12番も不許可相当で決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号12番は不許可相当で進達することに決定しました。

続いて、受付番号13番も不許可相当で決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号13番は不許可相当で進達することに決定しました。

これで議案第3号の審議を終了いたします。

続いて、日程8 議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請について議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

事務局

議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請について説明

議長

ただいま議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請についての提案理由の説明がございました。これより審議に入ります。受付番号1番と2番は関連しておりますので、一括して審議に入ります。それでは地区担当者のご意見をお願いいたします。

推進委員
(知花)

これも比嘉健二さん、そして事務局と一緒に見ましたが、西部地区ですから、転用の問題に関してはないということで確認しました。承継ですので、事務局長の説明のとおり、別に問題はないと思います。

議長

ただいま地区担当者のほうからは承認相当のご意見を伺いました。ほかの委員からのご質疑等がございましたら、お願いいたします。

推進委員
(知花)

議長、休憩をお願いします。

議長

休憩します。

— 休憩 —

— 再開 —

議長

再開します。

地区担当者からは承認相当のご意見を伺いました。ほかの委員からのご質疑がなければ進行してよろしいですか。

(「進行」の声あり)

議長

質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号1番については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号1番については原案のとおり決定しました。

続いて、受付番号2番も原案のとおり決定することにご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号2番は原案のとおり決定しました。

これで議案第4号の審議を終了いたします。

続いて、日程9 議案第5号 非農地証明願いについて議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

事務局

議案第5号 非農地証明願いについて説明

議長

ただいま議案第5号 非農地証明願いについての提案理由の説明がございました。これより審議に入ります。受付番号1番について、地区担当者のご意見をお願いいたします。

委員(8番)

8番、知花です。これは以前、復帰先地整備事業で道路整備をされて、その残された残地の部分です。特に集落内で問題ないと思って、0.626坪ぐらいの小さな土地で非農地証明願いが出ております。以上です。

議長

ただいま地区担当者のほうからは証明相当のご意見を伺いました。ほかの委員からのご質疑等ございますか。

(「進行」の声あり)

議長

進行の声がありますので、進行したいと思います。質疑を終結し、これより採決に入ります。受付番号1番については、地区担当者のご意見のとおり証明相当で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号1番については、証明相当と決定しました。

次の審議に入ります。受付番号2番について、地区担当者のご意

見をお願いいたします。

委員（８番）

この申請地は残波ゴルフ場の東側、管理道路があるわけですが、この沿線上にある土地です。現場を先週の18日に事務局のほうと仲村渠も一緒に確認に行ってきました。ここは荒廃農地化されているというふうな状況には言えないというふうなことで、若干機械を入れたらすぐ畑にできるというふうな形で、意見としては不許可相当だというふうな形になりましたけれども、ただ、話を聞きますと、復帰前売買等の経緯があるということで、この部分は少し事務局から補足説明していただいて、ましてや本人は耕作した覚えもないというふうなことを言っているみたいですので、ここら辺は事務局から聞き取りを少し。

事務局

事務局に受付に来たのは代理人の方だったんですけれども、代理人の方いわく、この人は復帰前に土地を購入した。昭和47年に購入をしまして、それ以降、一回も現場に行ったことはなく、自分の土地が耕かされているということも思ってもみなかったと、そう言っています。というお話でした。ただ、この土地は見ていただいたときにも知花委員と仲村渠推進委員の二人が行ったときも、センダングサが生えているような程度で、耕せばすぐ回復できるような状況にある土地ではありました。非農地判断をするときの県の事務の手引きというものがありまして、農地というのは、耕作作物に供される土地であって、現に耕作されている土地はもちろん、されていなくても耕作しようと思えばいつでも耕作できるような土地というのが含まれていますということになっています。それが現況主義ということでの農地性の判断ということになっています。ただ、少し気になっていたのが、本人が一回もやったことがないよというふうに主張していたということでした。村内でまだ事例は多分ないと思うんですけれども、内地のほうでは自分が耕していない土地を人が勝手に耕した場合に、その土地の農地性があるかという判断というのが訴訟のほうでありまして、そのときでは人が勝手にやったものは必ずしも農地であるとは言えないという判例も一応出てはいましたので、そこが現況主義の例外というものがあるということでした。ですから今回判断するときも、その両方も比べながら判断をすべきではないかなというふうに事務局としては考えていま

	す。今のところあの場所ですね、過去の航空写真なども確認したところ、平成30年ぐらいまでは畑として使われていたような形跡は残されていました。ただ、誰が開けたかというところまではちょっと事務局では把握はできておりません。 今回申請が上がっているのがこの場所です。西側に大きな墓があって、その手前側です。現場の写真はこういう形です。雑草が生えてはいるんですけども、隣はウージが生えていて、その手前のほうですね。ひざ丈よりも下ぐらいの雑草、センダングサなどが生えているような状態になっています。こちらはススキですね、ですから航空写真の頃よりは畑ではない状態にはなっていました。
委員（２番）	これは現況ですか。
事務局長	今の現状です。
事務局	先週回ったときの写真です。
委員（９番）	地権者は復帰前に買ったと言うけど、地権者本人が買ったの、相続とか云々ではなくて。
事務局	相続ではなくて、登記簿では地権者が買っています。
事務局長	恐らく復帰前の売買という形にして、海洋博当時のもので登記的な意味合いで購入したのかなというのは推測されます。
委員（８番）	復帰前売買をして、実際に昭和47年の５月に売買して、登記はいつやられているの。
事務局	昭和61年９月に登記されています。
事務局長	売買は昭和47年４月１日売買、登記の受付年月日が昭和61年９月19日。いっぱいありますよ、復帰前売買は。 恐らく海洋博ではなく。
委員（８番）	先ほど現況主義の例外で耕作というふうな形がありましたけれど

も。これは残波線、ゴルフ場の東側で管理道路もあって、いつでも行けるわけです。そして、そこが山の中だったらなかなか行けないけれども、誰かが来ていたのを分からなかったというふうな話も一応分かるんだが、行こうと思えばパッと行って来れる。この畑すぐみえるわけよね。それが今までさ。一度も私は分からなかったという部分は本来、話の筋論として通るかね。

事務局

多分ですよ、自分の土地は自分で守らないといけないではないですか。分からなかったというのはちょっと無理な理由付けかなというのは思います。例えば山林として買った、アマヌ山ヌマーガラヤッサー、自分の土地がどこにあるかも分からないで、今までそうなっているというのは本来はちょっと違うのかなと。例えばそこが石グーミーで表土もなく、本当に農地性がないという判断であればしょうがないよね、非農地だよねというのは言えると思いますけれども、誰がやっていたか分からない、自分はやっていない、自分の土地を守るのは自分ではないのという話にもなりますし、農地性があるという判断であれば現況主義ですから、今すぐにでもモーター入れて、ロータリーをかければ畑ができるよねという判断でした。それはその判断でよろしいかと思います。

委員（４番）

周辺は全部畑。

委員（９番）

この奥は石グーミーだよね。

事務局

この奥は石グーミーです。ただ、このエリアはですね、農用地内、農業しかできないエリアとして網掛けをされているので、地目変更をして売買しても畑しかできない所です。

委員（８番）

一つの決め事の話だったら、私は現況からしても、地権者の言い分は通らないなと思っているのだが、例えば先月皆さんから渡った遊休地の一覧表を見ると、そうするとこの大焼原は遊休地が22筆以上もあるんです。遊休地があるわけだから、石ガンガラシー、表土も浅くて、北風が吹くと残波からの潮の華が上がるものだから、なかなか生産性も出ない場所なんです。だから基本的に今回のことを別にして、瀬名波のエリア地区の跡地も、後で農用地に編入

して、30ヘクタール余りか、そういう観点からすると、そういうふうにして見方を変えてしまったと。なぜ、遊休地が多いかというと、いわゆる表土が浅くて、農地として適していないから遊休地が多いという話も見えるわけです。だからここら辺は今後の課題だと思うが、この部分については、本来であれば瀬名波の拝之前原の一带は除外したほうが、私はあるべき姿だと思う。

事務局長

議長、よろしいですか。

議長

はい。どうぞ。

事務局長

今知花委員がおっしゃるように、実は今日欠席されています知花勝也委員、仲村渠英正推進委員も農用地の見直しのときに、その大焼原から拝之前原でしたか、あそこ一帯は将来的にはここをはずすべきだよねという意見ではあります。やはり耕作条件も悪いし、せっかく瀬名波に土地改良が入って、上等の畑が出てくるんだったら、いつまでもここを守るべきではないよねというのは、英正推進委員、知花勝也委員も同意見ではございました。ですから今後のまた総合見直し、瀬名波の土地改良の完了を見据えて、あそこは瀬名波・宇座地区の福祉に資するような施設であれば国土利用計画も、そういう議論にはなっています。今後は守るべき農地ではなくて、逆に公共の福祉に資するような事業計画であれば、村としても乗りましょうというのが今スタンスですから、大きな目で見ると将来的にはあそこはもう違うよね。ただ、今回の1筆ごとを見ると、これはまだ畑でしょうというのが、恐らく知花委員の意見だったと思います。村としても今そういう考え方で、実は玉那覇有公先生の工房の下の方ですね、向こうも何回か非農地証明を出したところがあります。あそこも本当に岩ですから、あそこについては今回、開発業者が企画課のほうにアプローチしているというところですので、あそこ一帯も土地利用が、瀬名波の土地改良ではなくて、残波に向かっていく右側ですね、あそこについては読谷村と協議しながらうまく土地利用ができて今後はいくと思いますので、その際にも非農地でどんどん農地を手放してもよろしいかと思いますが、現段階ではまだではないのかなというのは事務局としても見ておりますので、よろしくお願いいたします。

議長

非農地証明願いについての２番の件ですけれども、地区担当者のほうからのご意見があったように証明相当ではないということのご提言であります。

それでは審議を進めまして、採決に入りたいと思います。非農地証明願いの２番につきましては、証明不可という意見で決定してよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、証明不可ということで決定いたします。

次、受付番号３番について地区担当者のほうからのご意見をお願いいたします。

委員（４番）

事務局と津波推進委員、３名で確認してきました。この現場は傾斜地で両方に住宅が建っていて、その隣は墓が建っている状態ですので、農業には向かないので非農地で問題ないと思います。

議長

ほかに何か、ご意見ありませんか。

ただいまの３番については、地区担当者のほうからは証明相当のご意見であります。採決に入ってよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議長

質疑を終結し、これより採決に入ります。受付番号３番については、地区担当者のご意見のとおり証明相当で決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号３番については証明相当と決定しました。

受付番号１番から３番の非農地証明に関する現地調査の確認の記載については事務局に一任することによってよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長	異議なしと認め、現地調査確認の記載は事務局に一任することに決定しました。 これで議案第5号の審議を終了いたします。 次に日程10 議案第6号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定について議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。
事務局	議案第6号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定について説明
議長	ただいま議案第6号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定についての提案理由の説明がございました。これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。なければ進行してよろしいですか。 （「進行」の声あり）
議長	それでは質疑を終了し、これより採決を行います。ただいま議題となっております議案第6号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり決定されました。 これで議案第6号の審議は終了いたします。 以上で第5回読谷村農業委員会総会におきましては、滞りなく全議案の審議を終了いたしました。決議事項の議事制限についてお諮りいたします。本総会における字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしということで、本総会における字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。 これをもちまして、第5回読谷村農業委員会総会を閉会します。